

建設業における労働時間管理等について

～働き方が変わります！～

横浜南労働基準監督署

平成 31 年 4 月 1 日から、働き方改革の一環として、長時間労働の是正と健康確保措置の充実が求められるようになりました。建設業においても、週休 2 日制の定着に取り組んでいただいているところですが、取り組みとしては充分とはいえず、「毎月勤労統計調査」によると、建設業は、他の産業と比べて総労働時間が長く、長時間労働となっています。

現在、建設業については、3 6 協定で定める時間外労働の上限規制の適用が猶予されていますが、令和 6 年 4 月 1 日から、時間外労働の上限規制が適用され、原則として月 4 5 時間、年 3 6 0 時間（1 年単位の变形労働時間制を採用している場合は月 4 2 時間、年 3 2 0 時間）となり、臨時的な特別の事情がなければこの時間を超えることができなくなります。

主な変更内容は

- ① 上述のとおり、原則として月及び年の上限規制が適用
 - ② 臨時的な特別の事情（これを特別条項といいます）があっても、次に示す上限を超える時間外労働・休日労働はできない
 - ア 1 年間の時間外労働は 7 2 0 時間以内
 - イ 1 か月の時間外労働と休日労働の合計は 1 0 0 時間未満
 - ウ 時間外労働と休日労働の合計について、「2 か月平均」「3 か月平均」「4 か月平均」「5 か月平均」「6 か月平均」が全て 8 0 時間以内
 - エ 時間外労働が月 4 5 時間（1 年単位の变形労働時間制を採用している場合は 4 2 時間）を超えることができるのは、年 6 回まで
- となります。

ただし、災害時の復旧・復興の事業に関しては、上述のイ及びウの規制は令和 6 年 4 月 1 日以降も適用されません。

このため、対応が必要となることから、以下の点に留意の上対応をお願いいたします。

- ・所定労働時間の枠組みの見直し
- ・变形労働時間制の活用等による週 4 0 時間労働の達成
- ・週休 2 日制の推進
- ・年次有給休暇の取得促進
- ・適正な工期の設定（時間外労働を前提とした工期設定の排除）
- ・人材確保と育成（作業の平準化による時間外労働の削減）

※ また、令和 5 年 4 月 1 日から、中小企業に対する月 6 0 時間超の時間外労働に対する割増賃金率が引き上げられます。今までは 2 5 %であったものが、5 0 %になりますので注意してください。

上記の改正に係るご相談は、裏面の相談窓口をご活用ください。

無料訪問相談を実施しています

● 管轄の労働基準監督署の **労働時間相談・支援班** が **無料訪問** いたします。

- 労働基準法、労働安全衛生法、労働時間等の設定の改善に関する法律の **改正内容** に関すること
- 36協定を含む **労働時間制度全般** に関すること
- 変形労働時間制等の内容・導入にあたって、必要な労働基準監督署への **届出書類の作成** に関すること
- その他**

～お問い合わせ先～

●横浜南労働基準監督署 第一方面

住所：横浜市中区北中通 5-57 横浜第二合同庁舎 9 階

電話：045-211-7374

● 神奈川働き方改革推進支援センター が **無料訪問** いたします。

- 長時間労働の削減** に関すること
- 時間外労働などの **改善助成金など** 支援策に関すること
- 非正規雇用の待遇改善** (同一労働同一賃金)に関すること
- 賃金引上げ** と **生産性向上** に関すること
- 人手不足解消に向けた雇用管理** に関すること
- その他**

～お問い合わせ先～

●神奈川働き方推進支援センター

住所：横浜市中区尾上町 5-80 神奈川中小企業センタービル 12 階

電話：0120-910-090

※ 電話にてお申込み受付後、無料訪問相談の日程調整のご連絡をいたします。
※ 無料訪問相談は中小企業支援を目的としており、調査や法令指摘をするものではありません。
※ 費用は一切かかりません。お気軽にご相談ください。